

甲B6 号証	文献名	引用頁要旨	備考
【1】	芦部信喜・高橋和之補訂「憲法 第6版」岩波書店, 2015(平成28)年, 37頁等	「日本国憲法の前文は、憲法の一部をなし、本文と同じ法的性質をもつと解される。したがって、たとえば前文一項の、「人類普遍の原理……に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」という規定は、憲法改正に対して法的限界を画し、憲法改正権を法的に拘束する規範であると解される。」37頁	準備書面引用頁(以下、この文言は省略)10P
【2】	佐藤幸治「日本国憲法論」, 成文堂, 2011(平成23)年, 30頁以下等	「日本国憲法の「前文」は、「日本国憲法」という題名の後におかれ、憲法制定の由来・目的および憲法の基本原理・理念に関して述べるかなり詳細なものである。このことから、「前文」は憲法典の一部を構成し(したがって法的規範性を有する)、その改変は憲法改正手続きによらなければならないとする点では学説は概ね一致している」30頁 「『前文』がさらに直接の裁判規範性をもつか否かについては肯定説と否定説とに分かれる。否定説は、法規範といっても裁判規範性をもたないものがありうるとの前提に立って、「前文」の内容の抽象性・非具体性などを根拠とするが、肯定説も有力で、下級審の判決例の中には肯定説によっているものがみられる。」31頁	10P
【3】	星野安三郎「平和的生存権序論」(小林孝輔・星野安三郎篇『日本国憲法史考-戦後の憲法政治-』法律文化社, 1962(昭和37)年, 3頁以下(深瀬忠一編『文献選集 日本国憲法③戦争の放棄』三省堂, 1977(昭和52)年, 107頁以下に再掲)	「人権は、後述するように自由権的基本権から社会的生存権、それから平和的生存権へと歴史的に発展し、日本国憲法は、最後の平和的生存権を軸として存在するものである。憲法典に即していえば、前文第二章に表現される「恐怖と欠乏から免かれて平和のうちに生存する権利」である。そしてこの平和に生きる権利は、具体的には、第二章第九条の戦争放棄・軍備禁止によって保障されるというべきである。」5頁	12P
【4】	高柳信一「戦後民主主義と『人権としての平和』」(深瀬忠一編『文献選集 日本国憲法③戦争の放棄』三省堂, 1977(昭和52)年, 188頁以下	「よく考えてみますと、平和は人権が保障されるための最大不可欠の条件であります。戦争になれば、人権は紙屑同様にふみにじられてしまいます。＜中略＞単に肉体が危うくされ、物質生活が苦しめられるだけではありません。心が傷つけられます。過度の忠誠と無条件の支持が要求され、人間的な懐疑や良心的な公正心は、怯懦や反逆と同視されてしまいます。結局において、戦争遂行権力の精神に対する支配・強制がいろいろな形で推し進められます。」194頁 「戦争の禁止は、従来も国際法(不戦条約、国際連盟規約、国際連合憲章)にあつて、それが憲法に移っただけだというふうを考えるべきものでは決してありません。それが憲法上の規範となることにより、平和の確保は国家権力の国民に対する約束、責任となったのであります。すなわち、従来、国民が代表民主制(多数決)のしくみをとおしてしかかわりえなかった平和が、国民が人権として要求できるようになったのであります。」196頁	12P

【5】	浦田賢治「憲法裁判における平和的生存権」(深瀬忠一編『文献選集 日本国憲法③戦争の放棄』三省堂, 1977(昭和52)年, 286頁以下	「平和的生存権は、憲法前文および本文各条項にいう主権の原理(主権の独立と主権在民)および平和の原理(非武装・不戦と軍事的中立)と密接不可分に結合した基本権(民族と国民個人の)である。〈中略〉平和的生存権は、世界の憲法史においても、もっとも新しい人権の一つであるというべきであろう。」299～300頁 「包括的基本権としての平和的生存権は、第三章各条項に体现された個別的基本権が適用されない場合にも、直接に裁判官を拘束する。(中略)平和的生存権はきわめて基本的な人権であり、かつ一定の独自の意味内容をもっているから、個別的基本権が妥当する場合にも、相対的に独自に適用されるものである。」300頁	12～13P
【6】	深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店, 1987(昭和62)年, 特に190頁以下, 225頁以下	「結局、日本国憲法における「平和的生存権」を定義するとすれば、次のようにまとめてよかろう。『戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権的本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第九条および第十三条、また第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である。』」227頁 「『平和的生存権』は、目的においても手段においても平和に徹し、国際的・国内的次元にまたがり、客観的・主観的権利の両側面の保障があり、外延に政治的規範をもち、中核に法(裁判)規範を含む、日本国憲法の平和に徹した基本的人権の総体である。」239～240頁	13P
【7】	山内敏弘『平和憲法の理論』(日本評論社, 1992(平成4)年, 245頁以下	「平和的生存権は、決して単なる理念的なものではなく、具体的な意味内容をもった憲法上の権利であると考え。たしかに、「平和」という言葉は、一般的な用法としては抽象的・多義的な概念であることを否定しえないとしても、そのことは、たとえば自由とか、平等といった言葉についても同様にあてはまるのである。問題は、「平和」という言葉が日本国憲法の下での憲法解釈を通じてその具体的な意味内容が確定されえないのかどうかということであり、この点からすれば、日本国憲法の下での「平和」は、一切の戦争の放棄と一切の戦力の不保持をその具体的な内容とするものとして理解しうることは、その立法者意思からみても、前文や九条、さらには十三条などの総合的な条文解釈からみても明らかというべきなのである。」288頁 「ひるがえって、今日の日本の軍事大国化の状況をみてみれば、有事立法や国家秘密法の問題がいつ提出されても決して不思議ではない事態が進行しつつある。このような有事立法や国家秘密法は、これまで検討してきたような平和的生存権を真っ向から否認する立法とならざるをえないことは、改めて指摘するまでもないところであろう。」307頁	13P

<p>【8】</p>	<p>浦田一郎「平和的生存権」(樋口陽一編『講座憲法学② 主権と国際社会』, 日本評論社, 1994(平成6)年, 137頁以下</p>	<p>「日本国憲法が平和な生存を平和的生存「権」と規定したのは、平和的生存のための戦争という論理を否定する意味がある。政策に対抗し、政策を制約するのが、本当の意味で憲法上の権利である。また、権利主体が「全世界の国民」とされていることも、「正義の戦争」の想定のもとで相手国国民の生命の犠牲はやむをえないとする論理と整合しない。それは、言うまでもなく、四〇〇〇万～五〇〇〇万人の死者を出した第二次大戦における戦争被害と、ナガサキ、ヒロシマにおける絶対悪としての核戦争の経験から来ている。」148頁  「九条と結合した人権が直接に侵害されたと見えない場合に、九条の遵守を求めることを平和的生存権と考えることができるであろうか。このようなものを含めて、「九条のもとで生存する権利」と言ってもよい。日本国憲法の場合には、九条によって内容が確定された平和が人権としてとらえられていると見るべきであるから、このような人権が憲法上保障されていると考えることができる。」155頁  「裁判上の権利として平和的生存権は、九条違反の国家行為による三章の人権の直接的侵害に対抗する権利と、九条の遵守を求める権利からなるものと考えられる。」160頁</p>	<p>13P</p>
<p>【9】</p>	<p>浦田賢治「平和的生存権の新しい弁証-湾岸戦争参戦を告発する憲法裁判-」(浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』三省堂, 2001(平成13)年, 562頁以下</p>	<p>「政府の行為によって現実に武力紛争(戦争)に巻き込まれる以前の時点にも、平和的生存権は、さまざまな形で侵害されうる。この場合には、戦争において、他人が人間を殺すことが許されてはならないとする正当な道徳的要求(「平和を求める公共良心」)を最大限尊重することが重要である。〈中略〉かかる正当な道徳的要求自体は「平和を求める良心」であるから、これを憲法上の権利として保障することが適切である。」572頁  「平和的生存権の具体的利益は、まずは平和を希求する、特定の人々のための「市民的不服従」の自由と抵抗権の行使であるといえることができる。そしてさらに、ここで、これに連なるものとして、「平和的原則を侵害する公権力による特定の人々の精神的損害の補償」を、平和的生存権の具体的利益に加えることもできるのである。」573頁</p>	<p>13P</p>
<p>【10】</p>	<p>小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社・2006(平成18)年, 特に14頁以下, 100頁以下</p>	<p>「すなわち、九条は、その文言から、やはり公権力に対する禁止命令を内容とする客観的制度の規定であって、それ自体を人権規範とみることは、解釈論としては妥当ではあるまい。先述のごとく、九条は「平和のうちに生存する権利」の中に意味充填されるものであるから、九条違反は、文言どおり主観的「権利」である平和的生存権侵害を意味するものとみて、この権利が侵害されたことをもって出訴の根拠とすべきものと考えるのである。」128頁</p>	<p>13P</p>

【11】	上田勝美「世界平和と人類の生命権確立」(深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会, 2008(平成20)年, 2頁以下)	<p>「憲法前文所定の、「恐怖」から免れるもの、「欠乏」から免れるもの、および「悲惨な戦争から免れる」主体は、人間の「生きる命」そのものであり、これを権利として構成すれば「生命権」ということになる。</p> <p>この「生命権」こそ「平和に生きる権利」の核心を構成するもので、この厳正な事実を何人もこれを否定することはできないであろう。</p> <p>要するに、私も、平和的生存権について、憲法九条の絶対非戦の憲法原理と関連づけて、その現代的意義と価値を最大限評価するものであるが、「平和的生存権」を評価する諸説が一樣に「平和的生存権」は「基本的人権中の基本権」「基本的人権の総体」をなす権利と評している。このことを前提として考えれば、自由権も社会権も平和的生存権も、さらには幸福追求権さえ、その根底に脈々と流れているものは、人間の「生命」そのものであるという確信に基づいている。」17・18頁</p>	13P
【12】	浦部法穂「平和的生存権と『人間の安全保障』」(深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会, 2008(平成20)年, 23頁)	<p>「日本国憲法の平和主義といえば、誰もがすぐに「九条」を思い浮かべるであろう。戦争の放棄と戦力の不保持および交戦権の否認を定める憲法九条が平和主義を直接表現する規定であることはまちがいない。だが、日本国憲法の平和主義にとってそれ以上に重要なのが、前文における「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という一文である。これこそが憲法九条の基礎をなす哲学である。世界中のすべての人があらゆる恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存することができる、そういう地球社会の実現のために、日本は率先して、いかなる戦争も放棄し戦力は一切もたない、というのが憲法九条の意味なのである。」23頁</p>	13P
【13】	立石真公子「『平和のうちに生存する権利』と国際人権保障」(深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会, 2008(平成20)年, 52頁以下)	<p>「日本国憲法は、前文で「平和的生存権」を定め、憲法九条の戦争放棄と戦力の不保持により、平和的生存権を戦力を持たないことで保障しようとしたと考えられる。つまり、憲法九条の根拠は、国民の人権保障であり、そのために政府に制約を課す規定である。しかし、実際には自衛隊が存在している状況は憲法九条の法的な規範性を疑わしいものとしており、その中で、平和的生存権を具体的な権利として保障を求めることで、自衛隊の武力を伴う活動を抑制しようとしたのが、二〇〇八年四月十七日に判決の出された自衛隊イラク派兵差止訴訟である」71・72頁</p> <p>「これらの国際人権保障制度の淵源は、国連憲章や世界人権宣言の、人権が平和の基盤という認識にある。日本国憲法の平和的生存権は、このような認識を具体化した規定であり、国民の具体的権利の保障に加え、平和の構築に対する国の義務としての国際人権保障の実効的な遵守も含まれることが帰結される。すなわち、政府は、憲法と国際法により、第一に、国民に対する具体的な権利としての平和的生存権の保護、第二に、平和的生存権を保護するための国際社会における平和構築の義務、第三に、人権保障が平和の基盤であるという認識に基づいた国際人権保障の遵守、の三つの義務を負っていると考えられる。これらの義務の根底には、当然のことながら、戦後の各国の憲法が定めたような「平和のための主権の制限」が含まれている。」72頁</p>	13P

<p>【14】</p>	<p>山内敏弘『『安全保障』法制と改憲を問う』(法律文化社, 2015(平成27)年, 241頁以下</p>	<p>「平和憲法がこれまで果たしてきた役割そして今日もっている普遍的意義について要約的に述べれば、以下のような点を指摘できると思われる。</p> <p>まず第1に、平和憲法は、上述したように、この70年近くの間、日本が戦争や武力行使をすることなく「平和国家」として過ごしてきたことについて決定的に重要な役割を果たしてきた。〈中略〉。日米安保条約や自衛隊があって、平和憲法がなかったならば、日本は、例えばベトナム戦争に韓国のように参戦することをアメリカから要請されて、多数のベトナム人を殺戮し、また自衛隊員にも多数の死者を出したことはほぼ間違いなかったと思われるからである。また、湾岸戦争やイラク戦争においても、アメリカの要請に従って自衛隊は参戦してやはり多数の死者を出していたことはほぼ確かであったと考えられるのである。〈中略〉。平和憲法が、日本が「戦争国家」になることを阻止する歯止めの役割を果たしたのである。</p> <p>第2に、平和憲法は、この70年近くの間、アジア諸国をはじめとする国際社会に対する「不戦の誓い」としての意味をもち、その意味で、東アジアをはじめとする国際社会の平和のために少なからず貢献してきた。〈中略〉。</p> <p>第3に、平和憲法は、日本における立憲主義の維持と発展を支える上でも重要な役割を果たしてきた。国民の基本的な人権を保障した憲法によって国家権力を統制することを立憲主義の本旨とすれば、平和憲法は、国家権力の最たるものである軍事力の不保持と不行使を規定することによって、立憲主義を最も徹底した形で実現しようとしたものといってもよい。もちろん、現実には、1954年以来自衛隊が存在してきたが、しかし、それを戦力ならざる自衛力にとどめてきたのは平和憲法が存在し、それを守ろうとする国民の広範な運動が存在してきたからであることは明らかであろう。その意味でも、平和憲法は立憲主義に資してきたといえることができる。」241.242.243頁</p> <p>「留意すべきは、平和的生存権の精神は、今日、国際社会においても「平和への権利(right to peace)」として広く受け入れられつつあるということである。このことは、日本国憲法の平和主義の国際的な広がりや普遍性を示す動きとしてきわめて重要であろう。」245頁</p>	<p>13P</p>
<p>【15】</p>	<p>浦部法穂『憲法学教室 第3版』(日本評論社, 2016(平成28)年, 420頁以下</p>	<p>「戦争や軍備がないという状態だけで平和であるわけではない。平和とは、あらゆる「恐怖と欠乏」から免れた状態を意味する。戦争や軍隊といった「なまの暴力」だけでなく、貧困・飢餓・抑圧などの「構造的暴力」もない状態、これが平和である。憲法前文が、「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」といっているのは、このことを意味する。つまり、憲法が確認した「平和的生存権」は、それじたいとしては、「構造的暴力」もない状態で生きる権利という内容まで含んでいるのである。憲法9条は、この「平和的生存権」の、いわば最小限の内容として、戦争や軍備のない状態を確保しようとするものであるといえる。</p> <p>これを要するに、憲法前文で確認された「平和的生存権」は、その最小限の内容が9条によって具体化されているのであり、9条が「平和的生存権」の具体的内容を示している、ということである(浦田一郎『現代の平和主義と立憲主義』p.120参照)。しばしば、「平和的生存権」の内容が明確でないといわれるが、9条の規定は、他の憲法条項よりはるかに明確であるから、私にいわせれば、「平和的生存権」は他の人権よりはるかに明確な内容をもっている。」428.429頁</p>	<p>13P</p>

<p>【16】</p>	<p>辻村みよ子「人権としての平和」と生存権-憲法の先駆性から震災復興を考える-(GEMC journal no.7, 2012 (平成24)年, 50頁</p>	<p>「もっとも、憲法学説では、平和的生存権の法的権利性については、消極説がなおも多数である。さらに法的権利性を承認する積極説でも、その法的根拠について見解が以下のように分かれている。①前文を主たる根拠とするもの(浦田賢治説など)、②9条が客観的な制度的保障の意味をもつとして9条を根拠とするもの(浦部法穂説など)のほか、③憲法前文・9条のほか13条、憲法第3章の諸条項によって複合的に保障された権利として捉える見解(深瀬忠一説)、④前文を直接の根拠規定としたうえで13条・9条を含めて広く捉える見解(山内敏弘説ほか)である。私見では、日本国憲法に明記されている以上、その法的権利性を承認して「平和的手段によって平和状態を維持・享受する権利」と解し、根拠については③ないし④説を妥当と考える」50頁</p>	<p>14～15P</p>
<p>【17】</p>	<p>ピース・ナウ!戦争に税金を払わない!市民平和訴訟の会『未来へ:戦争に税金を払わない!市民平和訴訟の記録10』, 1993(平成5)年, 57頁以下</p>	<p>「人間の、戦争と平和をめぐる歴史的な戦い、論議の中で、次のような正当な主張がなされてまいりました。一つは市民的不服従の自由という主張であります。もう一つは抵抗権の行使という主張であります。まず市民的自由の行使として主張されてきたものに、例えば兵役を拒否するということ、これは、日本国憲法では、すでに一八条や九条で保障されていると考えられますが、外国憲法では、軍備を持ちながら、かつ他方で、兵役拒否権、良心的兵役拒否を権利として認めるところがあります。次に、軍事目的のために公用収用してはならないとする権利であります。軍事徴用拒否権でありまして、日本国憲法では、二九条がこれを保障していると考えられております。さらに三番目には、軍費負担の拒否の権利の主張であります。これは憲法一三条などに限らず、こういう主張がなされてまいりました。これが市民的不服従の自由の主張であります。次が、抵抗権の行使の主張であります。例えば、内部告発行為がそれです。軍事秘密について、守秘義務を守らないという行為について、違憲性阻却事由を認めるという主張が一例であります。また、公務の中で、軍事目的を遂行するためになされる行為については、抵抗行為をした場合、その抵抗行為について、違法性を阻却するべきだとする主張であります。これは、憲法一一条や一二条を根拠とするものであります。これらは国家の軍事的秩序を維持しよう、あるいは、これをより強いものとして形成しよう、そういう国家行為に抵抗する行為でありまして、従来、抵抗権の行使として主張されてきたものであります。今述べました、市民的不服従の自由と抵抗権の行使は、いずれも公権力の行使によって、自らの自由を侵されないという主張の正当性を認めるものでありまして、この意味でも消極的権利として主張されるものであります。これに対して、例えば本件で主張されているものは、積極的権利の主張であると言っていいと思えます。本件では、公権力の戦争加担によって生じた精神的損害に対する慰謝料請求権を、憲法上の権利として主張しております。」60.61.62頁</p> <p>「平和的生存権の権利の内容が、このように平和を希求する一定の人々にとって、市民的不服従の自由とか、抵抗権の行使として主張されることもありますけれども、本件のように、平和原則を侵害する公権力によって、一定の人々が精神的侵害を被ったとして、その保障を求める場合もあり得るのであります。」63頁</p>	<p>15P</p>

【18】	小林武「平和的生存権の総合的・基底的権利性-沖縄に即した一考察-」(愛知大学法学部法経論集205号183頁, 2016(平成28)年	<p>「平和的生存権の包括的な内容を体系立て、それをとおしてその規範としての意味を明確にすることが求められる。その試みが、すでに各方面からなされている。まず、平和的生存権を広狭二義で捉えて、それぞれの権利内容を分説する立論である。すなわち「平和のうちに文字どおり生存する権利それ自体を意味する狭義の平和的生存権」は、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利、あるいはそれによって生命の危機にさらされない権利のことであり、これには、とりわけ理由のいかんにかかわらず(したがって、良心にもとづくかと否とを問わず)徴兵を拒否する自由が含まれることになる」のに対して、「戦争の脅威と軍隊の強制から免れて平和のうちに生活し、行動することができる権利を意味する広義の平和的生存権」は、「戦争や軍隊あるいは総じて軍事目的のために個人の財産を強制的に収容されない権利、あるいは軍事目的のために表現の自由を侵害されない権利等々が、これに含まれることになる」という。そして、このように二分することで、上記の狭義のものが平和的生存権の「核心的部分」として抽出される。つまり、これを「中核」とした上で、その「外延」に広義の平和的生存権が存在しているととらえるのであり、「このように構成すれば、平和的生存権の権利内容について、その権利の名称にみあった理解がより容易になると思われる」とするのである。</p> <p>また、この権利を消極・積極の両側面から整理した試みがある。それによれば、消極的権利としての平和的生存権は、市民的不服従の自由と抵抗権とから成り、市民的不服従の自由には、良心的兵役拒否権、軍事徴用拒否権、軍事費負担拒否権などが含まれ、他方、抵抗権からは、たとえば軍事秘密についての内部告発行為の違法性阻却などが導かれる。また、積極的権利としての平和的生存権は、公権力の戦争加担を批判すべくそれによって生じた精神的損害に対して慰謝料を請求する権利を意味する。もっとも、戦争加担に対する抗議は、前者の消極的権利の側から構成することもできるが、後者の積極的権利の面でもとらえることも可能で、紛争の具体的な形態に即して考えるべきである、という。</p> <p>さらに、平和的生存権の「法規範性」と「裁判規範性」の区別をふまえ、それぞれ対応するものとして「憲法上の権利」と「裁判上の権利」という概念を用いる説も注目される。この後者のレベルでの平和的生存権は、「9条違反の国家行為による3章の人権の直接的侵害に対抗する権利」と「9条の遵守を求める権利」から成る。前者は、「内容が明確化すれば、その裁判的救済は当然に肯定」されるべきであるが、問題は後者であって、「通常の訴訟を前提とする場合には、原告適格を限定する考え方をするほうが無理がないであろう」としている。」194.195頁</p>	15P
甲B7号証	文献名	引用頁要旨	備考
【1】	田中和雄「復刊 あたらしい憲法のはなし」童話屋、2001(平成13)年、31頁ないし34頁	全文を準備書面に引用	22～23P